
令和5年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和5年9月14日（木曜日）

議事日程（第3号）

令和5年9月14日 午前8時55分開議

日程第1 一般質問 7. 桑原 三平 議員
8. 中田 元 議員
9. 河村 隆行 議員
10. 松蔭 茂 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 7. 桑原 三平 議員
8. 中田 元 議員
9. 河村 隆行 議員
10. 松蔭 茂 議員

出席議員（12名）

1 番 桜下 善博君	2 番 村上 定陽君
3 番 三浦 浩明君	4 番 桑原 三平君
5 番 河村由美子君	6 番 松蔭 茂君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 藤升 正夫君	10 番 中田 元君
11 番 庭田 英明君	12 番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	深川 千恵君

午前8時55分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、本日の会議を直ちに開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7番目の通告者、4番、桑原議員の発言を許します。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 4番、桑原でございます。最初に、児童生徒の安心安全はということで質問を教育長にしておりますが、その質問の前に、この質問の要因となったことに対して一言申し上げておきたいと思います。

また、この事故が原因で亡くなられた子どもさんに心よりお悔やみ申し上げます。

また、御家族の方々に衷心よりお悔やみ申し上げるものでございます。

さて、児童生徒の安心安全はということで、教育長にお伺いいたします。

8月24日午後2時半頃、邑南町で起きました小学生8歳の男児が別の児童と接触した際に転倒する事故で、男児は25日夜死亡したとの報道がありました。邑南町長は、子どもの見守り体制が非常に不十分だったことが大きな要因、誠に申し訳ないと陳謝しておられます。同教育長も問題があったことを認め、危機管理マニュアルを見直し、徹底できるようになるまで、公民館事業の体験活動は行わないとしております。

この事故を受け、当町において課外活動等、児童生徒の安全安心について教育長の見解をお聞きします。

各項目ごとに質問したいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 改めまして、おはようございます。

まず、今回の邑南町の事故についてでございますが、非常に悲しく、また、痛ましいものであり、亡くなられたお子さんの御冥福をお祈りするばかりです。

この事故を受けて、まず私が思ったことは、他人ごとではない、どこでも起こり得るのではということです。早速、社会教育担当者、公民館担当者を集めまして、指示をしまして、また、国よりこれに関する通知が出てきておりますので、公民館にはこれも合わせて通知、連絡をしたところでございます。

ここで、よく言われるのが、安全管理と危機管理です。安全管理は安全を維持し、事故や事件を未然に防ぐものであり、リスクマネジメントと呼ばれるものです。危機管理は、事故や事件が起きた際に、素早くその対応をし、その影響や被害が拡大しないように抑止するもので、クライシスマネジメントと呼ばれるものです。

最初に、学校教育活動における危機管理体制について御説明いたします。

小中学校では、危機管理マニュアルを作成した上で、このたびのような事故を含め、様々なケース、例えば、校外活動でのけがや病気、感染症の発生、食物アレルギー、給食の異物混入や食中毒、不審者犯罪などにおける未然防止の対応を行っております。特に、事故の未然防止対策として、安全指導の実施や事故発生要因の除去、役割分担などの事故発生に備えた学校体制の確立を進めております。

また、事故、事件発生時以降の対策としましては、状況把握とその対応処置、救急車の要請、保護者への連絡、各機関への報告、全児童生徒及び保護者への連絡など、特に事故対応、事故拡大抑止対策、心のケアなどを明確にした対応マニュアルを定めて、体制の確立を進めております。

次に、公民館が実施する社会教育活動においてですが、現状を申し上げますと危機管理マニュアル等の策定にはいたっておりません。学校については、学校保健安全法により危機管理マニュアルの策定が義務付けられておりますが、社会教育活動に対しては、このような法規制がございません。こうした背景が未策定という状況に影響しているものと思われま

しかしながら、当町においても邑南町と同様に事故は起こり得るものと受け止めており、現在、社会教育活動に特化した危機管理マニュアルの策定や公民館職員等への危機管理に関する研修機会の確保について検討を行っておるところでございます。

危機管理マニュアルの策定にあたっては、文部科学省が作成している学校の危機管理マニュアルの策定手引き等を参考にしながら、「事故の予防」、「事故が発生した際に被害を最小限に抑える」、「復旧、調査、報告」の3つの観点からすべき対応策を整理してまいりたいと考えております。

社会教育活動の対象者は子どもだけではなく、成人、高齢者をも含みます。この点も考慮し、

想定される危機的事象を追加するなど、独自のマニュアル、例えばリーダーの選任方法、ミーティングの必置、ヒヤリハット体験の確認を織り込んでの作成などにも必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） 早速、先般の事故を受けての公民館での活動において危機管理マニュアルが策定にいたっていないということで、それを早速作成するよう指示しているとのことですが、この危機管理マニュアルを作成するにあたり、いろんな状況が想定できると思います。その中で、公民館、職員、もちろん我々だけでなく、教育委員会の職員、あるいは教育委員、そうした方々、あと教員の方々、PTAの方々、こうした横のつながりを持つての協議が必要だと私は考えておりますが、そうした全体的なことについての横のつながりを持つての危機管理を作成することは必要だと考えておりますが、その点教育長の見解をお聞きます。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 公民館の社会教育活動における危機管理マニュアルの策定において、まずは今すぐ起こらないとも限りませんので、早急に、例えばこれから行う事業計画については盛り込んでいく予定であります。ただ、きちんとしたしっかりとした策定には、今議員がおっしゃられたとおり、様々ないろいろな各方面からの方の御意見も踏まえて、盛り込んでいく必要はあるかと思っております。

なかなか社会教育活動でこの危機管理マニュアルが策定が難しいという点についてですけれども、それぞれの社会教育活動の事業計画については参加者の規模やスタッフの構成人数にもよりますが、立案に当たっては狙いとともに活動内容やその流れ等を示す計画書が必要となります。スタッフの役割分担については、この段階で決定するものではありませんが、学校と違い、当日にならないとスタッフが確定しない場合もございます。こういう場合、リーダーを明確にしておく、スタッフの人数を確保する、また、事前のミーティングを必ず実施することが重要になるというふうに考えております。また、こういった各種事業では、先ほど申しましたとおりリスクマネジメント、それから、クライシスマネジメントを踏まえた上で加入すべき保険等についても、十分留意しながら実施していかなければならないと思っております。

なお、ボランティアを含む地域スタッフの皆さんが過度に警戒されたり、危険性ばかりに目が行って活動の自粛となったりはしないよう、研修や啓発を行いながら、また、互いにコミュニケーションを取りながら、社会教育事業の充実、発展を目指してまいりたいと思っている次第でございます。その点において、先ほど各種関係機関の方の御意見を拝聴しながら、きちんとした危機管理マニュアルを策定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） そこで、校外での遊びの中での学び、これも実際、事故を懸念するあまり、イベントや活動は中止、そういうことになってはいけないと思います。

昨日、10 番議員の質問でプールの件がありましたが、とうとう柿木小学校ではプールはできないと。我々の小学校時代、もちろんプールはありませんでした。水泳は保護者、教員さん、その近所の方でいろんな遊泳場所を事前に調査したりして決めておりました。ここでは泳いでいいですよ。そういう見守り体制も、ここは危険だから泳いではいけませんと、そういうふうな感じでありましたが。

たまたま、今回、この夏はものすごく暑い夏であって、私もプールを見に行って、水はあるのに真っ青な青い藻が生えていてプールができなかった。さてどうするかと、子どもたちもやはり泳ぎたいから川に行く。そこにはほとんど見守る方はおられません。こうした状況をどういうふうな指導すべきかというのは、教育長の段階で、先生方とプールがないような状況のときの対応について十分お話になられたでしょうか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 柿木小学校プールの件についての御質問だと思いますけれども。柿木小学校でプールの実際の開放ができなかったということについての、それを保証する手だてというところについてはなかなか、学校の教員にそれを求めていくというのはなかなか難しい状況でございます。前回の質問で答弁いたしました、教員の働き方改革ということがございまして。夏休みのプール使用、子どもたちが水に親しむことについては教育課程外ですので、できるだけのことをしていきはしますけれども、絶対にというところまでなかなか教育委員会として指示したりということはちょっとできかねるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） 夏休み、特にいろいろな事故に遭う危険率が高いわけですので、また校外でのその遊びの中での学びというものも、ある程度イベントを通して交流して、子どもさんが成長されていくということは大切なことだと思いますが、その点について教育長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） ただいまの質問では、学校教育活動、社会教育活動以外の子どもたちの私的な活動といったところでお答えさせていただいたと思います。

中央教育審議会の答申によりますと、子どもたちに生きる力を育むためには自然や社会の現実

に触れる実際の体験が必要であるというふうに述べられております。ですが、昨今、インターネットやSNS、またバーチャル体験等が当たり前となってきた現在の子どもたちは直接体験が不足しているという状況にあります。コロナ禍においては、特に家の外に出るという機会が減少した子どもたちであるかと思います。例えば、コロナ禍が多少収まってきた昨今におきましては、自然体験や社会体験を子どもたちが進んでしていくというとても大切なことだと思います。

しかしながら、子どもたちだけというようなことになると交通事故、水の事故、不審者による犯罪、クマなどの有害動物等々、様々な危険が取り巻いていることも事実です。

当町が教育の柱として進めておりますサクラマスプロジェクトは意図的、計画的に進めているものではございますが、目に見えない地域の教育力の育成充実も狙っております。本質問の趣旨でございます児童生徒の安心安全という面においては、地域全体で児童生徒を守っていくという意識の醸成が必要になってくるかと思います。ここにサクラマスプロジェクトが大きく関与していける部分ではないかと思っております。

十分なお答えにはならないかもしれませんが、私たち大人が町の宝である子どもたちを見守っていく姿勢が今まで以上に必要であり、問われているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） これは質問にはありませんが、私もこの夏、放課後児童クラブの支援員さんからちょっと手伝ってくれということで、そうめん流しを子どもさんに体験させたいと。本当は放課後児童クラブですので、町長のほうにも質問しなきゃいけないのかなと思っていたんですが。そうしたそうめん流しの竹の切り出しからやったわけです。その竹は、事前に私が行って切って、私の家のそばに町有地がありまして、そこに孟宗竹があるので、子どもさんを何人か連れて、これは危ないという話をしながら私が竹を切って、孟宗竹を6メートルぐらいですか、長さを切って出したんです。それを皆さん、そろいそろい担いで帰られた経験があつて。その後、たまたま公民館の主事も1人参加しておりまして、それで竹を割るところから、6メートルの竹を半分に割って、それで、最後に節を抜かなきゃいけない。節を抜くためには、いろいろな道具を使つての体験をさせて、最後にそうめんを流して、大変子どもさんが喜んだということでございますので。そうした活動の中での学びというのも、大変重要なことだと思います。これは答弁は要りません。

そこで、自転車、この2023年4月1日より、自転車は乗るためにヘルメットの努力義務がつくようになりました。今、中学生は通学でヘルメットを着用しておられますが、そうした通学だけのヘルメット着用、またそのヘルメットが災害に、転倒した際に耐え得る構造をしたヘルメットかどうか。ヘルメットも何年も使えば、ヘルメットを着用する期間が定められております

が、古いものを使ったのでは効果がないと、経年劣化で。そういった中学生の場合は、まだ通学にはいいわけですが、ただ、家に帰ってそういったヘルメットの着用義務とか努力義務になっているかどうか、そうしたことは教育委員会のほうで把握はされているかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 自転車通学については中学生がしております。小学生については自転車通学はございません。一般的に申しますと、小学生、もちろんヘルメット、交通安全教室を必ず毎年度しております。中学生もしておりますけれども、その際にヘルメットを必ず持ってきて、着用をほぼ義務です。絶対に着けるようにというふうな学校で指導をしているところでございます。中学校も同じでございます。

ただ、家庭生活にまで、帰ってヘルメットがきちっと着用されているか、そこまでチェック体制というものはございません。ただ、その法改正もございますので、ヘルメットはつけなければならぬものというふうに、小学校も中学校も通学にかかわらず、着用するように学校では指導しておるところでございます。

ただ、教育委員会がそれをきちっと指導を何％しているか、そこまでは把握はしていません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） 私もいろいろと町内をうろうろするわけですが、そのときにヘルメットを着用せずに自転車を、これは大人も言えることですが、大人がしないとなかなか子どもさんは無理かもしれませんが。

私は山林業務がかなり多かったもので、現場に行くときには必ずヘルメットを被って行っていたのですが。そうした着用をするようになると、危ないと思う場所ではヘルメットを被るようになるわけです。そうしたことを体験して、現在、交通事故自体は少なくなっているわけですが、自転車による事故は高止まりで、年々少しずつ増えているような感じということで。その中でも、死亡が増えているという統計がありました。特に、小学生のお子さんとか。古い人だからヘルメットを着けない、子どもさんや若い人はヘルメットを着けるという意味ではありませんが、子どもさんにはできるだけ努力義務をよく言わせて、そうしたヘルメット着用はある程度、家庭内でもヘルメットを被って自転車に乗るように指導させるというか、そういうふうに学校に対しても言うことはできませんでしょうか。その点、見解をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先ほど、申し落としておりましたですけれども、津和野警察署からは定期的に中学生の自転車のルール違反、違反をすると黄色指導票が交付されるということになる

のですけれども、その違反状況の通知が教育委員会に送付されてきております。各中学校へそれをまたお返しするという形にしておりますけれども。吉賀町内では、今のところ警察の方が見られた範囲内では、違反事案は発生していないという状況でございます。それだけを見ますと、中学生はルールを守って、適切な自転車乗用をしているものと判断しているところでございます。

それから、今、議員がおっしゃられたヘルメットの着用義務については、もう義務ですので、小学校、中学校のほうには万が一のことがあったらいけませんので、通学だけでなく校外生活でもヘルメット着用するよう指導するようというようなことは各学校に、また改めて通知をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4 番、桑原議員。

○議員（4 番 桑原 三平君） こうした本当、将来のある子どもさんの安心安全については、かなりの目を配らなければ、また、大人は誰もが注意していきたいと思います。

以上で、教育長に対しての質問は終わります。

2 点目に移ります。これは、萩・石見空港利用拡大に向けてという質問ですが。質問というか、ちょっと要望的な問題も入っていますが。

萩・石見空港利用促進に向けて、当町から空港まで約 1 時間 10 分から 20 分。距離にして約 60 キロ。この萩・石見空港ですが、なかなか利便性が乏しく、利用が進まないといった状況があります。今の企画課の萩・石見空港利用拡大促進協議会の数字においても、なかなか伸び悩んでいる状況があります。

その中でも、当町の利用率が 0.3% から 0.6% になっております。この利用拡大促進協議会に入っております益田市、浜田市、津和野町、吉賀町、阿武町、萩市、ざっと 16 万の人口がおるわけです。その中で 14 万いくらかの利用目標を持っているわけですが、その中で、当町の数字は 0.3% から 0.6% というのは、ほかのところは結構利用している。萩・石見空港しか利用できない状況もあると思いますが。吉賀町は岩国までちょうど同じくらいの時間で、岩国空港まで行けば便数もありますし、利用もかなりしやすい。だけど、この広域圏内では負担金を出してまで払ってきているわけですので、このことについて、もう少し利用客を拡大するための案を出してくださいという住民の方がおられました。

それで、当町から予約制の直行便、バス、タクシーが考えられないか。特に、東京からの第 2 便を利用したくても、路線バスはもうないです。自家用車以外、タクシーだと高額な負担になるわけですが。これは浜田市も萩市も津和野町も、バスの便については出しております。ということで、この予約制の直行便が考えられないか、町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。

それでは、桑原議員の２点目でございますが、萩・石見空港の利用拡大に向けてということでお答えをしたいと思います。

萩・石見空港の利用拡大につきましては、島根県と県内４市町及び山口県の萩市と阿武町で構成されております、先ほども御紹介ございました、利用促進協議会におきまして、検討しながら取り組みを進めているところでございます。

今年度は、開港３０周年の記念の年でもございまして、去る７月２日に空港において搭乗者へのプレゼント配布などの利用に向けての取り組みを行ったところでございます。それから、大阪便につきましても、８月１１日、これは大阪線の初日でございましたが、７０万人の搭乗を達成したところでもございます。

昨年度の利用状況についてでございます。東京便につきましては１０万５,４５１人で、対前年比２９１.５％。大阪便につきましては、６２３人。これは期間限定でございまして、８月５日から１５日でございましたが、対前年比で１４６％となりました。東京便の利用率も５０％を超えるところまで回復しているところでございます。

今後の運行の便数は、御存じかと思いますが、羽田発着政策枠コンテストにおきまして、令和７年の３月２９日まで２往復の運行の継続が決定をしているところでございます。

吉賀町といたしましては、平成２６年度から利用促進補助金を創設いたしまして、利用拡大に向けて取り組みを行っているところでございます。補助金の詳細についてでございますが、片道３,０００円の助成でございまして、直近３年間の利用数で申し上げますと、令和２年度が８１席、令和３年度が１２３席、令和４年度は４２８席となっております。この助成金が近隣にも空港がある中で、萩・石見空港を選択する一助になっていると考えております。中山間地に位置する吉賀町なんです、萩・石見空港、それから１時間から１時間１５分、ないしは２０分の範囲内には、広島空港、それから岩国錦帯橋空港、さらには山口県の宇部空港、こうした４つの空港があるということで、その中で萩・石見空港を選択していただくということになれば、こうした助成金の効果というのは大きいものだと思います。

山の中にある町なんです、空港の選択肢が４つあるということと、もう１つはこの益田圏域、それから萩、益田、浜田にかけての圏域と少しやっぱ違うのは、新幹線のアクセスが非常にいいということです。直近ですと、我々もよく使いますのは、新岩国駅。ここまでは、概ね４５分から５０分ではないかと思いますし、広島駅までも高速を使うと１時間１５分でもう新幹線に乗れると。新山口に行っても同じような時間帯でございます。さらには、高速道路のインターチェンジがこの町内に直近にあるということもあって、交通需要はほかの自治体とはやや違う優位性があるかと思います。そうした中でも、やはり萩・石見空港、圏域の唯一の空港でござ

いますから、これをぜひ使っていただきたいということで、こうしたような助成金の制度もしておるところでございます。なかなかたくさん選択肢があるわけですから、住民の方が遠方へ出かけるときに、新幹線にしようか、高速にしようか、それから飛行機にしようか、とりわけ飛行機にしたときにはどこの空港を使おうか、とこういう選択肢で決まってくるんだらうと思いますが。そうした中であって、ぜひこの萩・石見空港を利用していただきたいという思いの中で、我々もわずかながらの助成金なんです、制度設計をしているところでございます。

議員御指摘のとおり、全行程を公共交通機関の利用では、飛行機の利用ができない便がございます。御指摘のとおりでございます。近隣市町へのアクセスは浜田市方面、萩市、阿武町方面、津和野町方面に乗り合いタクシーがございます。費用は、浜田駅までが2,200円、萩市中心部までが2,800円、津和野駅までが2,200円となっております。それから、津和野駅から空港まで33キロ、公共交通機関使用の場合は益田駅までは41分、運賃が590円。益田駅から空港まで12分かかり、バス代は340円。待ち時間なしということで計算いたしますと、53分で合計で930円の運賃がかかる。

吉賀町六日市庁舎からということで考えますと、空港までが56キロ、公共交通機関使用の場合は益田駅までは76分で、運賃が2,220円。益田駅から空港まで12分かかって、バス代が340円ということで、同じように待ち時間なしということで計算いたしましても88分で、合計で2,550円の運賃がかかる。

ほかにも、六日市交通と広域線、それからJRを組み合わせる方法もありますが、ここは割愛をさせていただきたいと思います。

御質問にありますように、さらなる利用拡大に向けて予約制の直行便がいいのか、タクシー代の一部助成がいいのか、ほかの方法がいいのか。こうしたことを含めて、協議会とも連携をしながら、御指摘のあった部分については、ぜひ担当課を含めて関係のところと検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この直行便の利用客の利便性を考慮して、検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、7番目の通告者、4番、桑原議員の質問は終わりました。
ここで5分間休憩します。

午前9時36分休憩

.....

午前9時44分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

8 番目の通告者、10 番、中田議員の発言を許します。10 番、中田議員。

○議員（10 番 中田 元君） 10 番の中田元でございます。1 問、通告しております。よろしく願いいたします。

それでは、まず、通告どおり、吉賀町のオーガニックビレッジ宣言について質問をさせていただきます。

内容は、オーガニックビレッジ宣言で、4 点、中に質問が入っております。

最初に、この質問をするに至った経緯を説明いたします。オーガニックビレッジ宣言について、簡単に説明しますが、国は中長期的な観点から持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定しました。2050 年までに目指す姿として、化学農薬の使用量を 50%低減、化学肥料の使用量を 30%低減、有機農業の取組面積の割合を 25%、約 100 万ヘクタールに拡大するというものでございます。

それを達成する手段として、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金が策定されました。交付金の中には様々なメニューがある中で、有機農業産地づくり推進という項目があります。地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者、事業者、地域内外を巻き込んで推進する取り組みについて、物流の効率化や販路の拡大等の取り組みと一体的に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出する取り組みに対して、補助率 10 分の 10、ソフト事業ですが、の支援をするというものです。

このメニューを活用して、2025 年までに 100 の市町村、2030 年までに 200 の市町村でオーガニックビレッジ宣言をすることを目指しています。このため、各地域、市町村で有機農業の拡大に向けた 3 年間の有機農業実施計画の検討を行うとともに、試行的に有機農業の生産、流通、加工、消費の取り組みを行い、有機農業実施計画がまとまったら、オーガニックビレッジ宣言をするというものです。

今、申し上げましたように、国からみどりの食料システム戦略ということが示され、これに呼応し、吉賀町も今年 2 月の全員協議会の席上で、令和 5 年度にオーガニックビレッジ宣言をするということを町長が報告をされました。

しかし、それからの動きの報告がなく、どのようになっているのか分からないため、2 月の全員協議会の資料を持参し、産業課の担当者にお聞きすると、「この資料は変更しています」「インターネットを見れば正しいのが出てきます」との回答でした。

そこで、農林省のホームページを確認すると、有機農業実施計画として 2 月のこの場で報告された内容とは大きく変更されたものが掲載され、今年 4 月 25 日付で既にオーガニックビレッジ宣言までされておりました。

8月になってこれを目にして、私は大変驚きました。このネットに出ていたものは、私、コピーしておりますが、大変立派な宣言、内容的に資金計画等がずっと載っておりまして、5ページ、5枚ぐらいの、ネットの中に出ております。1点目の質問は、こうした町の政策の進め方がいかなものかということです。このような政策は、町長の専決事項ですから、お決めになるのは問題ないと思いますが、2月の全員協議会で町長からの報告を受け、町の施策の方向に間違いないと思っておりましてところ、このような進め方が判明して、私は水を差された感じがいたしました。

しかも、報告後2か月経ってからの計画と宣言であり、さらに今回、私が働きかけをするまで2月以降、約半年間、このことについては全く触れず、知らされていなかった状況です。

これは全くの怠慢であり、説明不足です。変更されたときは、当然理由と内容を報告するべきと考えます。このような進め方と対応をした理由、議会や町民に対する姿勢について町長の御認識を伺います。

質問の2点目は、オーガニックビレッジ宣言の内容についてです。

先ほど、有機農業実施計画が2月の報告時点から大きく変更された内容になっていたと申し上げましたが、整理すると次のようなことです。

1つ目に、5年後に目指す目標が3年計画になっていました。当然ですが、環境保全型直接支払、取組面積の44ヘクタールから、9年度53ヘクタールが、44ヘクタールから50ヘクタールに変更、うち露地野菜を4.9ヘクタールから7ヘクタールに増加。露地野菜の2月の時点の文言については、当初はありませんでした。

2つ目として、町内の有機農業者、令和3年度22人から令和9年度34人が、新しい計画では令和3年度22人から令和7年度30人に変更されております。

3つ目として、加工品の種類。有機農産物を使用した加工品を10品目開発が、新しい計画では令和4年度から令和7年度5品目開発へと減少しております。

4つ目に、有機野菜の販売数量について、新規項目として令和3年度40万個から令和7年度45万個というような数量が挿入されております。

以上、4つ挙げましたが、2点目の質問は、なぜ当初の内容からこのように大きく変更されたかということです。うがった見方をすれば、最初2月に報告された内容は十分に練られていなかった、いい加減なものだったということですか。変更した理由と経緯、算定根拠等について、分かりやすく御説明をお願いいたします。今、2つ質問させていただきましたが、この2つについて町長の意見をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の吉賀町のオーガニックビレッジ宣言についてお答

えをしたいと思います。

吉賀町のオーガニックビレッジ宣言についてでございますが、ここ数年来、全国各地での記録的な豪雨や高温等の異常気象が農林水産業における重大なリスクの1つとなっておりまして、作物の収量減少、品質低下と生産現場に大きな影響が生じております。そのため、国におきましては、令和3年5月に持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定されました。その中には、議員が先ほど御説明されました化学農薬や科学肥料の低減、また、有機農業の取組面積の割合を日本の耕地面積に占める割合の25%、100万ヘクタールに拡大するという目標も入っております。

吉賀町も第2次吉賀町まちづくり計画の中に、「環境に配慮した循環型・持続型の農林水産業の振興に努める」とうたっておりまして、また、40年前から自然環境を守りながら、有機農業に取り組んできたこともございまして、国の交付金を活用して有機農業の担い手対策や生産量の拡大に向けて取り組みを始めたいということを、昨年の2月の全員協議会において御説明をいたしました。

また、今年の2月の全員協議会においては、有機農業の実施計画がまとまりましたら4月中にオーガニックビレッジ宣言をするということ。5年後に目指す目標ということで、具体の数字をお示しし、説明をさせていただいたところでございます。

また、その後、実施計画が国のほうで承認されたことから4月25日にオーガニックビレッジ宣言をし、6月の町の広報紙において、宣言内容を掲載し、広く町民の皆様にも周知したところでございます。

こうした中でのまず1点目の質問でございます。進め方がいかなものかという御質問でございます。議会の報告後2か月経ってからの計画と宣言というのは、その間、有機農業の実施計画について、島根県や国と協議をしていた期間でありまして、2月の全員協議会の場でも説明させていただきましたが、計画が整い次第、4月中に宣言するという説明をいたしております。その後、内容について計画の承認をいただけたために、4月の25日の宣言となったところでございます。

また、2月以降8月まで半年間、全く触れなかったというのは少しは誤解もあるようでございますが、6月の広報紙にも掲載いたしましたし、町のホームページにも4月の25日付で掲載しております。また、6月の11日と25日に各公民館で開催しました有機農業基礎講座でも参加者の皆さんに向けまして、お知らせをさせていただいたところでもございました。

次に、2点目の御質問でございますが、有機農業の実施計画の数字の内容については実施計画を策定する場合には、原則5年後に目指す目標を記載しなければならないということ。これが国の交付要綱で定められておりまして、2月の全員協議会の場では、令和5年度から令和9年度に

かけての数字を説明させていただいたところでございます。

一方、農林水産省のホームページでございますが、この中では令和5年度から令和7年度、3年間にかけての数字が掲載されています。これは当初、国の交付金が3年間交付されるため、3年間の実施計画を立てて申請しておりまして、その数字が掲載されているということでございます。オーガニックビレッジ宣言をした際の実施計画については、交付金の申請をした際の計画に合わせてほしいという、国と島根県からの指導があったためでございます。吉賀町のほうで一方的にその計画を変更したという趣旨ではございません。あくまで、原則は5年間でございますが、要綱も。それに沿って議会のほうには全員協議会で数値を公表させていただいて。あと、ホームページの件については、国あるいは島根県からの指導の中でそうした表現になったということでもありますので、御理解を賜りたいと思います。

農林水産省のホームページの数字に関してでございます。全員協議会でお示ししました5年後の目標到達数字の3年目の数字を載せてあります。例えば、町内の有機農業者数を毎年2名ずつ増やす計画をしているために、令和9年度の34名から2年遡った令和7年度では30名になっております。

また、環境保全型農業直接支払制度の有機農業の取組面積も毎年1.5ヘクタール増やす計画のため、令和9年度の53ヘクタールから2年遡った令和7年度においては50ヘクタールという数字になっているということでございます。

また、有機野菜の販売数量や露地野菜に関する数字につきましては、5年間の実施計画には記述はありませんが、3年間の交付金の申請時に添付した数字でございまして、そのことを載せてあるわけでございます。少し説明したことと公表した数字の差異がございまして、2つの計画があるかのような印象を与えてしまって、大変申し訳なかったわけでございますが、あくまで5年後の到達目標の数字における3年目の数字ということで御理解をいただければというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 3年後と5年後、それから数字の食い違い等、今、町長のほうから説明があり、大体、ここで聞いて全部分かるわけではございませんけど、おおむねそういう流れかなというふうには感じました。

しかし、今、町長のお話の中で、6月に基礎講座とかホームページに載せたとかというお話がありました。それで議会のほうでは話さなかったということかも知れませんが。私からしたら、ホームページも、町の広報紙に載せたということも、一応議会の全員協議会の中で発表されたのであれば、この2月の二十何日でしたか、発表されてから、臨時会あるいは全員協議会、そういうことが何回もこの場で開催されております。その折に、当然、産業課から配布されたのがこの

オーガニックビレッジ宣言についてということで、裏表の1枚の資料でした。それが1回のみで、それから後は、議会の全協でも臨時会でもあったわけですが、私が言いたいのは、ただホームページとか広報紙に載せたというのではなしに、ここで言った以上は、やはりここでこういうことを配布したけれども、こういうふうなことで、こういうふうにしたということを説明するべきではないかと、私は思っているんですが。その辺は町長、いかがですか。私、どうも、何でもかんでも広報紙とかネットとか、町民の方は、私らはこれを聞いたらオーガニックビレッジ宣言というのは何ということ聞かれたら話すわけですが、見ない人はたくさんあるわけです。出しとけばいいと言うんではなしに、やはりここで説明したらここでそれが変わったようにこういうふうになりましたよということをするのが、これが本当の説明じゃないかと思うんですが。ここで言うておいて、あとこれだ、ということでは訂正したということには、私はならないと思うんですが。その辺のことを、一言お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 内容を変えたということではなくて、内容が違う形で公表させていただいたということなんです。いずれにしても、2月24日の全員協議会で、こちらのほうでオーガニックビレッジ宣言の概要をお示しさせていただいて、説明をいたしました。そのときには当然、国の交付要綱にあるように5年間の数値目標を示させていただきました。

ところが、結果的には、ホームページ等で公表されているのは、後の国、あるいは島根県の指導があったとは言いながら3年間ということで短縮したものになっているわけでございますので、議会で説明した内容と若干変更があったということ。それがこうした経緯の中で変更になったんですよ。したがって、数値目標につきましてもこの数字がこの数字に変わりました、人数もこうしたものからこうしたものになったもので公表させていただきましたと。それで、承認が下りたので、4月25日にオーガニックビレッジ宣言をさせていただいて、広報であるとか、それからホームページ等のほうで公表させていただいておりますと。こういうような丁寧な御説明をこちらの全員協議会のほうで当然すべきだったと思っております。

やはり、担当課を含め、配慮が足りなかったというふうに考えておりますので、こうしたことがないように配慮させていただきたい、気をつけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） いつまでもぐずぐず言ってもことが進みませんので、そういうところで経過をお話いただきました。

続いて、質問の3点目でございますけれども。では、このオーガニックビレッジ宣言、このホームページでは4月の25日付になっておりますけれども、現在、町としてどのような取り組みをされているのかということです。

まず、オーガニックビレッジ宣言に示された目標の3年間のうち、既に皆さんのお手元にあるのは4か月が経過で書いてあると思いますが、実際もう今9月ですので、6か月経過をしようとしております。内容ごとの進捗状況と具体的な行動目標、今後の見通しについては整理されておられますか。あればお示してください。

また、国の指針は、オーガニックビレッジとは先ほども申し上げましたが、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者、事業者、地域内外を巻き込んで推進する、取り組む、と明記されていますが、町民はオーガニック宣言とは何かといった感じでほとんどの方が御存じないようであります。つまり、町民へのPRの仕方に課題があるのではないかと考えております。

当町には、先ほど町長が言いました農業振興ビジョンというのがありますが、この12ページのほうに、農業経営体の総数とかいろんなところが出ております。これを見ると、「有機農業の取組」等、いろいろ書いてありますけれども、昨日もちっと話が出ましたけれども、「野菜では経営体数が37で県内1位、栽培面積が11.8ヘクタールで県内3位と、県内有数の有機農業地帯となっています」「こうした生産基盤を背景に、本町の学校給食の米は100%有機栽培となっています」というようなことで、しっかりとこの振興ビジョンの中に記載されております。そういったことを、これも町民もなかなか読む機会はないかと思いますが、PRの仕方がまづいのではないかというふうに考えております。

4点目は、聞いたところによると、先ほど町長が言われた講座ということかも知れませんが、六日市庁舎、柿木のほうで有機農業の講習会を行い、両会場で10人程度の参加者を得ているということですが、行ける人、知っている人、近くの人が講習会を受ければいいものではないと思います。ちょっと分かりにくいことを書いてありますが。とにかく、身近な人だけがこの講習会に来ればいいというものではないということでございます。国の指針は、くどいようですが、地域ぐるみという言葉を用いております。意欲があつて、農地があれば、誰でも指導を受ければ参加できるようにするべきではないでしょうか。各自治体に有機農業の講習希望があれば、職員が出向講座を行うなども考えられると思います。今回の国の政策は、環境に配慮した農業の振興をし、地球温暖化防止や環境保全型農業の取組拡大に向けた施策を認識しています。であるならば、単に数字を追い求めるだけでなく、町民全体が意識を持ち、意欲のある者、土地を持つ者、消費者などを含めたまさに地域ぐるみでの取り組みが必要なのではないかと考えます。異常気象、海水温の上昇、海外での頻発する山火事などを見ても、町の一人ひとりが心を痛めていると感じます。そういう意味でも、もっと町民にPRし、露地野菜作りなど、町民に協力を求めてもいいのではないですか。

全国で51町村、島根県では浜田市、大田市、邑南町、吉賀町の4市町村のみがオーガニック

ビレッジ宣言を行っています。これは令和5年7月の10日時点での51市町村です。8月時点では55市町村とも聞いておりますが、吉賀町は非常に志が高い町であると認識されていると思われる。

ここで、島根県が4つの市町村ということで。19市町村、島根県ではあるわけですが、全国で51、最近では55市町村になったと今申しましたが、全国の市町村数というのは1,718の市町村があります。市が792、町が743、村が183村あるそうです。そのうちの51、あるいは55市町村が、このオーガニックビレッジ宣言に名乗りを上げているということでございますので、大変、今私が申しましたように非常に志が高い町であると認識されているということではないかと思えます。

こういったことから、私が今いろいろ苦情も申し上げましたし、町民へのPRが足りないというようなことを申し上げておりますが、私が1番言いたいのは、ここに挙げてありますが、惜しい町にならないようにこのオーガニックビレッジ宣言とその計画、具体策などについて町民へのPRと協力依頼についてのお考えをお聞かせください。

最後に、関連の質問ですが、立河内地区の「立河内絆」が有機認証、JASマークをつけて毎年厳しい審査を受けて、米を生産されておられますが、オーガニックビレッジ宣言という言葉が独り歩きすると、この立河内でJASマークの認証を受けておる米の認証制度と、このオーガニックビレッジ宣言と何が違うのかという疑問がわきます。私もそう思いました。で、ちょっと調べてみたんですが、そのことについて、町長のほうから簡単でよろしゅうございますが、説明のほう、お願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続いて、3点目でございます。現在どのような取り組みをしているかということについてでございますが。課題といたしましては、生産者の高齢化、それに伴います生産量の減少、有機農業転換への基礎知識の不足、また新規就農者の生産量の確保、生産に応じた販路開拓等が挙げられるというふうに考えております。そのため、講習会の開催や有機農産物を活用した商品開発、消費拡大に向けたイベントの開催等を計画をしております。講習会の開催につきましては、広報にもチラシを入れて御案内をいたしましたが、既に6月に各地域の公民館で有機農業基礎講座と題して、講習会を開催し、延べ61人の参加がございました。

また、イベントの開催につきましては、これまでアンテナショップでの販売イベントや広島の商業施設で2日間にわたり農産物を販売したりしております。

また、お米を使った商品開発も進めておりまして、秋には商品化できるというふうに伺っております。

内容ごとの進捗状況や行動目標につきましては、今年度の計画にのっとって進められていると

いうふうに考えております。

それから、最後の４点目のところで、町民へのＰＲの課題ということについてお答えをしたいと思います。

確かに、農業をしておられる方の中には、有機農業に関心のない方やオーガニックビレッジ宣言とは何か分からないという方もいらっしゃるかもしれません。その点につきましては、真摯に受け止めてＰＲ不足について深く反省をしているところでございます。

しかし、農業以外においても、講演会や今年吉賀高校で開催された食育フェアでも有機農業のコーナーを設けたり、また、吉賀町の公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルにも動画をアップしたりして、いろいろな場面で周知に努めているところでございます。

また、議員御指摘の有機農業塾においては、毎年４月の広報紙で参加者を募り、毎月２回開催していますが、興味のある方は途中からでも参加は可能ということで聞いておりますので、担当課であります産業課に御連絡をいただければというふうに思います。昨今の資材や肥料価格の高騰を考えると、まさに地域ぐるみで取り組んでいかなければ経営コストがかかりすぎて基幹産業である農業の衰退にもつながりかねません。ＪＡしまねにおいても、今年度から本格的に有機農業の生産・販売の実証に乗り出すなど、圏域、県全体で資材や苗の供給、営農指導に乗り出すと新聞報道にございましたが、まさに行政だけでなく、ＪＡや企業、生産者と一緒になって環境に配慮した農業の振興に努めていかなければならないと考えております。

ただ、吉賀町の場合、８割の方が慣行農業をされている中で、いきなり有機農業への転換というのにはやや無理があると考えております。環境や食べ物のことについて、少しでも興味を持っていただきまして、農薬や化学肥料の使用を抑えた農林業の振興ができればと考えております。そのためにも、各種講習会やイベントを通して、今後もＰＲをしっかりとしていかなければならないというふうに考えております。

今回御指摘のあった、町民の方に対してのＰＲが不足しているということにつきましては、否めない事実のところでもございますので、そうしたところに重きを置いて、これからもこのオーガニックビレッジ宣言、推進をしていきたいというふうに考えております。

それから、追加でございました、「立河内絆」のお話がございました。「農事組合法人立河内絆」、こちらのほうでアイガモ農法でお米を作っておられています。絆につきましては、吉賀町の有機農業推進協議会の構成員でもありますし、それから御紹介もありました町内ＪＡＳ認証取得者が８経営体あるわけでございますが、そのうちの１つということでもございます。

少しちょっと説明をさせていただきたいと思うんですが、吉賀町の場合は有機農産物の認証につきましては、ＪＡＳ法に基づいて化学合成添加物や化学肥料などを使わないで作られているかどうかを登録認証機関が検査し、認証する場合と、もう１つは食と農・かきのきむら企業組合が

有機JAS並みの独自の認証基準を設けて取り組みをしている場合がございます。有機JAS認証を受けますと、不特定多数の人に有機やオーガニックと表示して販売することができ一方、毎年認証費用がかかってくるということです。それから、独自認証の場合でございますが、登録費用が発生しない代わりに、農産物に有機という表示ができないということがございます。じゃあ、このお話にありました「農事組合法人立河内絆」が行っているのはどちらかというと、これは前段で申し上げました有機JAS認証のほうでございますから、不特定多数の人に有機やオーガニックと表示して販売することができます。ただ、認証については、毎年費用がかかると、ということであろうかと思います。

しかし、どちらにしましても、環境負荷の低減に寄与しているわけございまして、持続可能な農業を実現するためには必要不可欠な取り組みだと思っております。

今回、オーガニックビレッジ宣言をいたしました、これまでそういった有機農法で取り組みをされている方は宣言をするまでもなく既に環境への負荷を抑えた農業の実現を達成されております。そういうことでございますから、今回改めて吉賀町がオーガニックビレッジ宣言をしたわけでございますが、「立河内絆」が今行っておられますこうしたものがその枠から外れるとか、そういったものではございません。改めて、違うことをせずして、現状のままで今のオーガニックビレッジ宣言のこの範疇の中に入るということで、これをもっと自信を持って続けていただきたいと思ひますし、そのことによって町内もそうでございますが、町外、県外に向けても大きなPRもできるわけでございますので、そういうスタンスで、ぜひこれからも頑張っていたきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） ちょっと質問の中で、私、露地栽培ということ、通告のほうになかったのが入ったということがあります。今、町内で、町長の言葉の中にございましたけれども、高齢者の方が多い、それから生産者が少なくなったというような言葉がありましたけれども、私の質問の中に、生産者が一気に1町、2町と増えるわけではないかと思いますが。今のいうオーガニック宣言をされたので、ハウスの大きなものを作るというわけにはなかなかいかないかと思いますが、例えば、私自身も今、農業をやりながら化学肥料をできるだけ使わないように、野菜で言えばV1、V2、V3というのがオーガニックではあるわけですが、V2かV1にはならんけどV2かV3までは下がらんと思ひますが、その程度までの野菜も作っているわけですが、そういうふうなことをやっぱり。生産者が高齢化になっている、生産者がどんどん減っていくという中で、講習会をみんな集めてするんでなしに、例えば、私が住んでいる幸地地区であるとか、野中であるとかそういうところで、私らのそういう野菜でもどういうふうにしていけば有機野菜ができるんであるかというようなことを。塾というのは、町長が言われたようにここの柿木で

あるとか六日市の基幹集落センターに集まってやることはできるかと思いますが、各自治会に出かけて、例えば3人、5人と集まるような、小さい集會に職員が出て、有機野菜の栽培方法、そういうふうなことを説明すると。先ほど言うておりますけど、そのようなことはできないのですか。その辺のことをひとつお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通告の中にも、出向講座という言葉が多分それに当たるんだと思いますが。私的には、やはり御指摘のあったように、全町的にオーガニックビレッジ宣言をして、それをしっかりPRしていこうということになれば、当然外向けもそうなんですが、地場がしっかりしていないとこれはできないし、裾野がしっかりしていないと今度は外に向けて自信をもって物が申せないということもございますので、私はそれはぜひやっていくべきだろうとは思いますが。実動でそれを担当いたしますのが産業課でありますので、課長のほうから少しその辺のコメントをしてもらいたいと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） まさに、そういった講習会を各自治会に出向いてしていった、生産者の拡大等の取り組みをしたいというふうに考えております。吉賀町農業公社のほうにも、そういった営農指導をされている方もいらっしゃるし、過去には一緒になって集会所等に出向いて、そういった有機農業の講座を、お話をさせていただいたこともございますので。今後におきましても、そういった御要望があれば各集会所等に出向いて、そういったお話ができるような体制も整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 最後ですが、今年5月でしたか。アンテナショップのほうから家賃の要望書というのが出ております。その中でも、生産者が少ない、高齢化していくということが地元の方、会社さんが来て、企業組合の方とお話ししましたがけれども。やはりそういうふうな生産者が少ない高齢者、これはもう仕方ないことです。そうすると、柿木地域だけでそういうことを考えとったんでは駄目ですよ。やはり、町内全体で、そういうふうなことをやっていけば当然廿日市のアンテナショップも六日市から、私も作っている玉ねぎ、300、400作ります。大概、今は元気がいいですが、春先には皆、芽が出て田んぼの中へ放ってしまうわけです。そういうふうなのが全部、V2ぐらいのものは作っておるんです。V1の作り方は知らなくて、いっそ使わないというわけにはいきませんので。そういうふうなことをやはりやっていけば、アンテナショップの地元産がないということに対しても、解決していくのではないかなというふうに私は思っております。

そういうふうなことになるれば、議会が反対するから家賃は払えないとかというような問題も、やはり議員の方もこのオーガニックビレッジ宣言をされている中で、これは農業に対して支援をするとかしないとかそういうふうなところは考えて判断するんじゃないかと私は思っております。

ぜひとも、オーガニックビレッジ宣言が、せっかく島根県でも4つの町村でございますので、惜しい町にならないようにぜひ頑張ってくださいたいというふうに願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番目の通告者、10番、中田議員の質問は終わりました。
ここで10分間休憩します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

9番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は3点通告しております。先ほどの同僚議員もオーガニックのことでお聞きしてしまして、ある程度、私も理解できたところがありますが、まず最初にオーガニックビレッジ宣言についてお聞きします。

有機農業とは、化学的に合成された肥料、農薬を使用しない、遺伝子組み替え技術を利用しないを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。その基準に適合した生産が行われていることを、先ほど町長も言われましたが、第三者機関が検査し、認証され、認証をされると有機JASマークで、有機やオーガニックなどと表示できます。当然、認証を受けていない農産物に有機やオーガニックなどと表示はできません。

みどりの食料システム戦略も、先ほど同僚議員が説明されていましたが、目指す姿の中に生産拡大と販売拡大があり、面積の拡大とオーガニック市場の拡大、モデル的先進地区の創出、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村や、有機農業の生産から学校給食等での利用、物流の効率化や販路拡大、オーガニックビレッジ宣言、100の市町村を一体的に支援することを推進されると。消費も直売所での販売と学校給食での利用というのが掲げられております。

町は、令和5年4月25日に宣言されました。この中で1998年からの学校給食を全量有機栽培米で供給とあります。今、特に、次代を担う子どもたちに安心安全な食材とあります。全国的に有機による給食の関心が高まる中、次の点について質問します。

学校給食の無償化は続けるのか。今は有機米を中心に供給されているが、野菜などについてはどうするのか。サクラマス交流センターも有機米となっているが、学校など各施設への納入業者と生産者について、どのようになっているのか。今後も安定的に供給できる体制なのか。宣言を

出した町なので、今後は保育園、福祉施設での供給は考えておられないのか。これに伴う生産量の確保はどのように計画し、実行していくのか。先ほど有機農業実行計画のことが話されていましたが、この計画をどのように実行していくのか。また、視察など多くの方が来町されていると聞いています。これの担当課は企画課ですか。また、町長も同行し、情報を共有しているのか。まず、ここまでお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 議員の御質問、5点ございまして、最初の学校給食の今後無償化を続けるのかという点。それから、2点目のサクラマス交流センターは教育委員会管轄外ではございますが、学校給食と関係がございまして、御質問の1点目と2点目については私のほうから回答させていただこうかと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

それでは、御質問にお答えいたします。最初にお断りしておきますけれども、有機農産物につきましては、先ほどからずっと紹介がございますように、表示等における有機JAS認証等、細かいルールがございまして、ここは生産者団体による独自認証も含めて「有機」という言葉を使わせていただきます。

さて、まず、学校給食の無償化についてですが、吉賀町は平成27年度から小学校児童、中学校生徒の給食費を全額補助とし、以来8年半が経過しているところでございます。次代を担う子どもたちのため、また、子育てをしっかりと応援していく吉賀町といたしましては、今後も学校給食無償を継続してまいりたいと考えております。

議員の言われるとおり、米については全小中学校が全量有機米で好評を得ているところでございます。

次に、野菜などについてですが、現在も供給していただいておりますが、全てが有機農産物ということではございません。地元で生産されたものを優先的に利用しており、3つの調理場の中で柿木調理場について、柿木調理場は柿木小学校、柿木中学校を管轄しておりますけれども、については有機農産物を取り扱う団体、「食と農・かきのきむら企業組合」から供給していただいているところでございます。具体的な量といたしましては、学校給食において使用している野菜のうち、有機であるものの割合はキャベツ、玉ねぎ、人参等の主要17品目で、約10%となります。ただし、先に申したとおり、有機野菜として確認できる野菜は基本的に柿木調理場にしか供給されておりません。柿木調理場は食数的に見ても、町内全体の4分の1ほどしかないので、柿木調理場で使う野菜の全てが有機であったとしても、町内全体では25%ほどにしかならないという背景での約10%ということでございます。

こうして、地元で生産されたものを優先的に利用するという方針で進めておりますが、生産者の高齢化や近年の温暖化などの影響によって課題が生じてきているのも事実で、今後も継続して

いくためにはその解決に向け、産業課等とも連携した取り組みが必要だと考えておるところでございます。

続きまして、サクラマス交流センターを含めての供給体制についてです。サクラマス交流センターのお米については、産地を町内産、納入業者を奇数月についてはやくろ、偶数月についてはエポックとしているところでございます。供給体制につきましては、毎年栄養士、支援室スタッフ、やくろ、エポックの担当者と協議をしております、エポックにつきましては、半期ごとに見込需要額の8割に相当する金額を前払いにより支払って、半期分を常に確保してもらっており、やくろにつきましては、年間の見込み数量を提示し、安定的に確保できるようにしているとのことでございます。

次に、小中学校のお米についてお答えいたします。

六日市・七日市調理場管轄の学校、蔵木小、六日市小、朝倉小、六日市中、七日市小、吉賀中は「農事組合法人立河内絆」から、また、柿木調理場管轄の学校、先ほど申しました、柿木小、柿木中は「食と農・かきのきむら企業組合」から基準に合うものを選定して供給しております。ただし、どこかを優先ということではございませんで、「注連川の糧」のお米が入ることもございます。毎年、収穫前の8月頃に向こう1年分、10月から翌年9月までの需要見込み量を各業者にお伝えし、確保していただいているところです。来期、令和5年10月から令和6年9月分のお米についても、各業者に需要見込み量を伝えており、供給の約束を取り付けているところでございます。お米については全小中学校において、有機米を供給していただいております、学校を含めて納入業者と生産者は安定的に確保できると考えているところです。

今後も安定的供給を見込んでおりますが、燃料費等の高騰による供給価格の値上げは懸念されるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、残りの部分を私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

町内の保育所、福祉施設を利用する方々に町内産の有機栽培米を食べていただくことは非常に意義深いものと考えております。しかしながら、施設運営は大半を社会福祉法人等の民間事業者が行っておりまして、それぞれの判断で食材を購入、調理し、食事提供を行っておられます。

今後の取り組みとしましては、オーガニックビレッジ宣言に関する情報提供等、関係する課との連携により、社会福祉法人等へ行っていくことから着手してまいりたいと考えております。まず、お話を持っていくというところから始めさせていただきたいということでございます。

それから、学校給食に提供する生産量の確保についてお答えいたします。

現在、食材に関しては、柿木地区においては「食と農・かきのきむら企業組合」が担当しております。六日市・七日市地区においては農業公社が担当しております。いずれも前月や前々月に学校栄養士が協議の上、献立を作成しており、なるべく旬の食材が提供できるよう努めているところでございます。基本的には、できた食材を使って献立を考えるようにしております。そのときになれば他の食材で代用するか、地元のスーパーから仕入れをしております。生産者もある程度学校で年間使用する食材が分かっているため、それを見越して作付けをしておられます。

しかしながら、昨今の異常気象による生育不良や生産者の高齢化により、食材が集まりにくくなっているのが現状でもございます。

最後に、視察における担当課は企画課かという御質問でございますが、オーガニックビレッジ宣言ということでお答えすると、有機農業の関係であれば産業課でありますし、学校給食の関係であれば教育委員会ということになります。1年を通して視察が何回かありますが、直接担当課に視察の連絡があるときもあれば、7月にありました出雲市議会議員の視察のように、議会事務局が窓口になって質問の内容によって担当課を同席させる場合もあろうかと思います。

また、私が同行しているかということでございますが、昨年実施されました島根県内の市町村が一堂に会して行われた吉賀町への視察の場合などにつきましては同席をしておりますが、基本的には、先ほど申しましたように各担当課のほうで対応させていただいているのが実情でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 次に、現在の給食の供給量といいますか、何人分なのかということと、給食費は幾らかということ。昨日、教育長は、我が町の給食は他の地区に誇れると答弁されましたが。今、子ども食堂など、子どもの食の問題が議論されていると思います。有機食材で十分な量を食べられることが大事だと思い、それにはコストもかかります。そこで、一部個人負担で対応していくのか、それとも、このまま無償でいくのか。生産者のコストは諸資材の高騰により、生産者にかかってきています。その中で増産となると、また維持となると、その対応が当然求められてくると思います。生産が増えないと、全て計画どおりに維持されないと、幾ら振興計画があっても何があっても、量が出てこない計画が成り立ちません。いいものをしっかりと食べてもらう、町の給食であるべきと思いますが、生産費が上がる、いいもの、有機食材を使うとどうしてもコストがかかってくると思います。それを給食費が上がらないでそのままということは、どこにしわ寄せがかかっているかということを考えますと、どうしても生産者にもかかってくると思います。生産者への取り分もやはり上がらないと、当然増えてこないのではないかなと思うんですが。そこら辺のところを町長どういうふうにお考えでおられるか、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 非常に悩ましいところだろうと思います。現状では、ああして対応できているわけですが。実際、今の給食費自体、光熱費自体は算入しておりません。ただ、生産の現場では話が違うと言われたとおりです。これが今から、例えば有機の関係でどんどん生産が増えてくる。それを学校給食以外のところ、例えばお話があった保育所とかほかの福祉施設だとか、そうしたところへ使うと、当然需要が上がってきますから、生産現場はたくさんそれを作っていただく。しかし、それについては、いろいろなコストかかっていく。こういう話だろうと思いますので。

これは非常に、今の段階で、じゃあこれに対してこのような対応をさせていただきますということには至りませんが。でも、このオーガニックビレッジ宣言をして担い手を増やす、生産者を増やす、生産量を上げてくると、おのずとこうした問題は出てくるわけですから。少しこのオーガニックビレッジ宣言を進めていく中で、実施計画を進めていく中でも、これはやっぱり課題として出てくるかなと。そうした悩みが早く出てくれば生産量が上がってくるという、そうしたことに裏返しになるんですけど。そうしたことは、やはり念頭に、頭の片隅に置いて想定をしておかなければならないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 高齢化で生産が伸びないとか、これはもう以前から分かっていたことで、やはりそれを乗り越えたその先の対応を取っていくという。オーガニックビレッジ宣言をして、その有機農業実施計画を策定し、計画の実現に向け、計画に基づいた取り組みを進めるとありますが、実行しますでないと意味がないと思うんです。野菜が足りないから、販売しなさいと言っても販売することもできないし、給食に十分使えないし。お米だけは使っていますが、野菜は使ってありませんと。いろんなところから視察に来られたときに、そういうところも見られると思うんです。しっかり、ここは産業課、担当者をしっかりと決めて、宣言をしました、実施計画を作りましたではなく、先ほどの同僚議員も申しましたが、やはり実行して、初めてこういうことが成り立つことだと思っておりますので。しっかりと実行のほうをお願いしたいと思います。

時間の関係で、次に進ませてもらいます。地籍調査についてお伺いします。

主に、市町村が主体になって、一筆ごとの土地の所有者、地盤、地目を調査し、境界の位置と面積の測量、土地境界が不明確なことは森林施業の集約化や路網の整備などの実施の上で支障が発生すると思います。

町の森林整備計画の中に、平成29年で進捗率7.95%とありますが、現在はどのぐらいになっているか。林業振興対策、森師研修制度など、実行できますか。今までなぜ進まなかったの

か。地籍調査が進まないと、各事業が滞ってくると思います。ほかの市町村でも進んでいると思うんですが、町はこれからどうしていくのか。

また、今、町有林で研修事業が行われていますが、町内にある町有林は地籍調査がもう済んでいるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、地籍調査事業についてお答えをしたいと思います。

まず、地籍調査事業の進捗率から回答させていただきたいと思います。

森林整備計画に掲載している数字は、これは島根県が押さえている数字でございまして、調査に着手した時点で進捗率に挙げているものでございます。

これによりますと、平成29年度で7.95%、面積で21.37平方キロメートル。令和4年度では9.43%、面積で25.37平方キロメートルとなります。

また、吉賀町が押さえている進捗率。これは、島根県による認証を受けた段階で集計しておりまして、これを申し上げますと、令和4年度末時点で対象面積268.99平方キロメートルのうち19.97平方キロメートル、7.42%となっております。これは同じように平成29年度末で申し上げますと、面積で17.67平方キロメートル。進捗率では6.58%ということになりますので、この間面積では2.3平方キロメートル増え、進捗率では0.84%伸びたというふうになっております。

次に、地籍調査が進まない原因でございます。着手から登記完了まで約5年間かかることや事業配分が防災対策や公共事業に関係するものには予算がつきやすいのですが、本町の要望している箇所は該当する箇所がないために、一般の負担金事業の配分となり、要求どおり予算がなかなかつかないということが考えられます。先般、広島の中国地方整備局から来庁されましてお話をする機会がございましたので、進捗率の低いところへ配分の拡大をしていただきたいということ強く要望しておいたところでもございます。

それから、森林作業を進めていく上で、事業地確保は最重要課題でございます。山林境界が不明であれば、当然事業地が確保できない等、大変重要な問題となっていまいります。境界が明確にならなければ山林を集約化し、事業を実施することもできず、木材生産が進まないということにもなりかねません。

議員御指摘のとおり、本町の地籍調査は平地での調査も完了していない状況から、山林へ調査を広げていくことがなかなか進んでいない状況でございます。しかし、このままでは林業事業を進めていくことが極めて困難になると考えられますので、早急に対策を検討していきたいと思っております。

1つの解決方法でございます。これは3月の議会でも答弁させていただきましたが、航空レー

ザ測量地図を活用した調査があります。航空レーザ測量地図を活用すれば、机上で境界確認を行うことができ、事業の進捗が大幅に短縮できるために、事業地確保のためには有効な主要の1つと考えております。国もこの地図を利用して行うリモートセンシングでの調査を推進しております。ただ、山林境界の明確化を進めるためには、この航空レーザ測量地図は必要可決となりますが、一方では、この地図を取得するために億単位の多額の費用が発生するということになります。そのため、この航空レーザ測量地図の事業について、国の補助事業等、最適な財源確保が図られる見込みがあれば積極的に導入を検討していきたいと考えているところでございます。

もう1つの問題として、特に山林などは相続されていない所有者不明の山林や相続しても手入れなどの管理をされていないといった問題がございます。そうすると、なかなか事業地確保が難しくなったりする可能性があります。その解決方法として、国のほうでは相続の義務化や相続土地帰属制度など、様々な対応策の法整備を実施しているところでございます。このような制度を有効に活用して境界調査を実施して、境界の明確化と合わせて林業振興対策を行っていききたいと考えているところでございます。

最後、町有林の話がございました。町内にあります町有林は特定されているのかという御質問についてでございますが、所在等は町有林台帳や図面等で把握をしている状況でございますので、申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 町長、今、航空写真撮影と申されましたが、山の地図は地籍図や構図、森林計画図等があると思うんですが、先ほども話が出ましたが、境界の立ち会い等の困難な土地等における効率的な手法として、航空写真レーザ測量が活用されると。

当町でも、平成30年に林業振興総務費で航空写真撮影、オルソ画像作成業務で2,794万4,000円が計上され、森林資源の活用、推進、森林情報把握のための林地台帳の整備を行う事業を実施とあり、当然されていると思うんですが。それにもかかわらず、そういうことがされても、今、町長の答弁にはありましたが、地籍調査が一向に進まない。やはり、費用が高いというだけで、ほかに何か問題があるのではないかなと思うんですが。ただただ費用の問題だけで進まないのか、こういう写真撮影をされているわけですから、なぜそこが次のステップに進まないのか。やはり費用の問題はちょっと難しいとは思いますが、これをしないと林業が山に入れないと。今まで経済委員会やいろんなところに視察させていただきましたが、去年行った日南町でもそうです。やはりお隣の津和野町でも、かなりそこの把握をされています。これが済んでいるところからどんどんされているというような状況だと思います。とにかくこれを早くやってほしいと思っております。

また、研修事業も今、行っている幸地地区だけでなく、広葉樹の地区、また、町有のクヌギ林

等も研修対象として、クヌギの利用につなげるこういう事業も進めていってほしいと思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまで導入した部分であるとか、それから、今の森師の研修の件だと思います。実務をしております産業課長のほうから少し状況の説明をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えさせていただきます。

オルソ画像につきましては、境界確認までをしようと思えば、なかなか精度が低いというふうに聞いておりまして、今、町長が申されました航空レーザ測量を使えば境界確認までができるということで、これは有効な手段ということで、今検討しておりますけれども、なかなか予算のほうに要望してはいますけれどもつきにくいといった状況もありますので、引き続き要望については、県や国のほうに申ししていきたいと思っております。

それから、広葉樹の活用につきましては、いろいろ考えておりまして、今、森師のほうも、今度は木部谷の町有林等にも場所を移動して研修をしておりますし、先日は岡山県のほうにも視察研修等も行っております。広葉樹は町の中でも7割を占めておりますので、そういった活用ができるようなことをこれからいろいろ検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 航空測量、予算がついたのが平成30年で、もうあれから5年も経っているんですが、そういう継続、連続で事業を進めるというようなことは考えていなかったということなんでしょうか。今、航空写真の話が出たので、ちょっとそこはお聞きしたいんです。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 境界の確定ということになれば、やはり航空レーザ測量を用いた技法でないとなかなか難しいということがございますので、航空レーザ測量ができるように今いろいろ要望しているところでございますが、先ほど申したように、億単位の費用がかかるということがございますので、補助金等があればそれを有効に活用して取り組みを進めていきたいということで、今、産業課では考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 時間の関係で、次に進ませてもらいます。次は、指定管理施設についてお伺いします。

利用者より利用料金をもらっていると思いますが、入場者数と利用料についてお伺いします。

利用料金は、利用者の申請により必要があると認めたときは、減額、免除することができます。教育委員会は特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができます。指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができます。「利用料金の還付」で、利用料金については還付しない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めたときは、全部又は、一部を還付することができる。指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金を還付することができる。

また、町長は特に必要があると認めるときは利用料金を減額し、又は、免除することができる。指定管理者はあらかじめ町長の承認を得て決めた基準により、利用料金を減額し、又は、免除することができる。各条例に「利用料金の減免」という項目でうたっています。

この減額、免除ということがあれば、理由と金額について、次の施設についてお聞きしたいと思います。

スポーツ公園、大野原運動交流広場施設、真田グラウンド施設、グラウンドゴルフ場施設、町民体育館、老人福祉センター、健康増進交流促進施設についてまずお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今、議員の御質問のありました7つの施設について、5つ目まで教育委員会のほうでお答えさせていただきたいと思います。

御質問のとおり、利用料金につきましては特別な事由があると認めるときは減額や免除ができておることとなっております。施設ごとにまずその状況をお答えいたします。

はじめに、指定管理施設ではなく町の直営施設となっている町民体育館についてです。まず、納付を要しない場合がございまして、吉賀町民体育館条例第6条の使用料の規定に、（1）町の機関が利用するとき。（2）学校が授業・課外活動及び行事に利用するとき、とされております。

次に、利用料金の減免ですが、町民体育館は吉賀町民体育館条例施行規則第4条に照明使用料及び冷暖房費を除くものを対象としており、（1）常時スポーツ活動をする町内のグループが利用するとき。基準としましては、町内で常時計画・自主的にスポーツ活動を行うグループで、構成員が5人以上でかつ町内在住者が構成員の半数以上のグループとするというような但し書きがございまして。（2）町内の各種団体が体育・スポーツの振興を目的として利用するとき。（3）そのほか教育委員会が特に必要と認めたときは減免があり、町内におけるスポーツの振興ということが理由になります。

そのほかの施設については、現在指定管理となっておりますので、それぞれ施設の実情に応じ、管理者が判断し、運用しておりますが、減免で生じる減収に係る補填等は行っておりません。

まず、大野原運動交流広場と吉賀町グラウンドゴルフ場については減免はございません。次に、

真田グラウンドについては、照明料を除き、町内の保・小・中・高の活動につきましては全額減免であり、理由としては、学校等教育活動への支援となっております。そして、スポーツ公園につきましては、照明料を除き、町内の小・中・高が利用するとき、及び町内のスポーツ少年団が利用するときは一部利用料の納付もあるとのことですが、全額減免としております。理由としては、青少年の健全育成です。

なお、現在、減免について改めて見直しや規定を設けるなど協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、残りの2つにつきましては、町長部局所管、担当課は企画課になりますが、こちらのほうで担当しておりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まずは、老人福祉センターの減免制度でございますが、具体を申し上げます。会員カード等の提示による優待価格として、しまねカード、エルフル、モンベルといった会員カードを提示された場合は10%の割合でございます。

それから、健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らでございますが会員カード等の提示による優待価格はジャスト、エルフルといった会員カードを提示された場合に実質200円程度の割引を行っているということでございます。

また、身体障害者手帳等を有する人に対する減額がございまして、1名1泊あたり1,500円の割引があるということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今聞きますと、教育委員会と町のほうで減免をすると。指定管理者が判断で、教育委員会や町のほうに相談をかけて、減免というようなことはないということなんですね。当然、指定管理施設はやはり多様化する町民のニーズ、効果的に効率的に平等に使用されるべきだと思っております。独自判断でないということになるといいんですが、独自で決められるということになると条例に基づいて報告し、先ほど読み上げましたが、基準があり、そういう報告をして減免等々がなされているものと思っておりましたのでお聞きしました。

次に、この指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費縮減等を図ることを目的として導入されたものだと思います。当然、利用者や利用料が増えれば指定管理料は減ってくることになると思いますが、この3年間の状況はどうだったのかということをお伺い

いたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） それでは、3年間の利用者数、利用料、指定管理料についてお答えいたします。

スポーツ公園については、令和2年度4,599人、利用料は40万6,675円。令和3年度は4,908人、48万7,107円。令和4年度は5,697人、51万8,505円であり、指定管理料は3か年とも376万6,400円です。大野原運動交流広場は令和2年度6,895人、410万3,200円。令和3年度7,692人、439万4,700円。令和4年度7,717人、436万7,300円であり、指定管理料は3か年とも463万8,400円です。真田グラウンド施設は、令和2年度1万2,759人、157万525円。令和3年度1万3,235人、141万1,177円。令和4年度1万5,968人、166万3,370円であり、指定管理料は3か年とも479万6,000円です。グラウンドゴルフ場施設は、令和2年度7,405人、42万1,290円。令和3年度8,123人、72万6,780円。令和4年度7,651人、69万280円であり、指定管理料は3か年とも1,346万8,400円です。町民体育館は利用料のみの報告となります。六日市体育館は、令和2年度21万890円。令和3年度22万4,100円。令和4年度19万4,860円です。柿木体育館は令和2年度16万2,071円。令和3年度9万2,015円。令和4年度9万1,800円でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、町長部局のほうで申し上げました老人福祉センターと健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らについて申し上げます。

まずは、老人福祉センターでございますが、3年間の利用者数と入浴料ということで申し上げます。温浴施設でございますので。まず令和2年度は、2万1,897人で、800万円。令和3年度は2万6,023人で、950万円。令和4年度は、2万7,870人で、1,030万円。

ゆ・ら・らでございます。入館者数と売上ということで申し上げたいと思います。令和2年度、5万8,760人で、6,520万円。令和3年度は6万8,766人で、8,070万円。令和4年度は9万7,157人で、1億1,770万円という状況でございます。

それから、この2つについてでございますが、指定管理料につきましては今ちょっと手元のほうに金額ございませんが、御質問にあります3年間のところでの状況の変化はございません。金額に変動はないということです、基本的なところは。それから、今、教育長も申し上げました、私も申し上げましたが、一般的なところで指定管理料のことをちょっと申し上げたいと思いますが。原則といたしまして、指定期間の5年間は管理料の変更はありません。指定管理者の営業努

力によって増収となった額をそのまま指定管理料から減額することはありませんし、それから減収となった場合もそれを増額することは当然ございません。ただし、御承知のとおり、こうした新型コロナでかなり影響を受けている部分がございますので、この感染症の影響によりまして指定管理者施設では利用者の減少や臨時休館等による収入の減少が大きな課題となっております。いわゆる不可抗力の部分でございますが。これにつきましては、指定管理料の影響につきまして影響額を補填していた経過もございますので、これは予算等で議決をいただいている部分でございます。御承知のことかと思いますが、この点については申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） ちょっと数字で。令和 5 年 6 月 5 日にいただいたまちの駅構想の中で、町長が、真田グラウンドは人口の約 3 倍に当たる 1 万 7, 3 9 0 人、令和 3 年度実績とありますが、これ、数値は間違いではありませんか。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼します。私のほうがちょっと資料を持っていたので、私のほうで答えさせていただきたいと思います。1 万 7, 3 9 0 人ですが、こちらの数字につきましては、令和 3 年度の実績で、実際の利用者数は 1 万 3, 2 3 5 人でありました。1 万 7, 3 9 0 人は一旦申し込みがあって、コロナの関係でキャンセルがございました。そういった数字を含ませていただいたものが 1 万 7, 3 9 0 人ということで、この数字を使わせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） この条例の中には町民割引というのがうたっていますが、これは確実に実施されているのか。町民 6 5 歳以上は幾らとかそういう割引が条例の中に、料金体系の中にうたってあるんですが、これは確実に各管理業者、ちゃんと守っておられるかどうか。そこは確認されているかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。各施設、おそらく利用料金のところで、町民とそれ以外で利用料金が決まっていたり、あと高校生以下と一般で分けをして利用料金が決まっているということがございます。減額の規定の中で、町民と町民外で差異を設けているというのは、ちょっと私のほうが把握していないんですが。利用料金設定の中で、そういった町民、町民外での差を設けているという施設がいくつかございます。この内容、このとおりちゃんと利用料金を取っているかというところ、内容確認まではしていませんけど、条例どおりの利用料金を徴収し

ていただいているものと認識しております。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、むいかいち温泉ゆ・ら・らとはとの湯荘ですけれども、むいかいち温泉ゆ・ら・らについては、条例上で町内、町外という区分けがございます。行かれて御存じだと思いますけれども、券売機で町内、町外、買うところが分かれているというところでは。もう1つのはとの湯荘のほうですけれども、こちらも条例で、大人と子どもと、後は老人ということで3つ区分がきちんと作られています。それに準じて料金を徴収されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） このたびの資料請求で、資料が昨日も配布されましたが、指定管理施設に対してのリスクというものが、リスク分担表というのがあり、このとおりにされておられるかどうか少しお聞きしたいんですが。物価変動や需要の変動、運営リスク、消費の増大、安全性の確保、環境の保全。このリスクで負担者が指定管理者となっているのに、人件費、物品等の変動による経費の増加を指定管理者が見るということになっているんですが、町がいろいろと収入が上がっても同じようにやっていくんだと。これ、問題があるんじゃないですか。指定期間の満了以前の指定の取り消し等という項目があって、第29条に指定の取り消し及び業務の停止というのがあり、この項目の中に管理業務の実施にあたり、指定管理者がいろんなその報告とかこういう業務に変動があった場合には、やはりこういう件があるんですが、こういうところに接触するということは、町長、考えられてないということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一般的なリスク分担表が手元にないので、今言われたとおりだと思います。いわゆる、コロナとかそうした特別な事情でこれはそれぞれの施設に発生したものでございまして、今回のような世界とか日本パンデミックの中で起こった部分でございますので、そのために国も地方創生臨時交付金という臨時の財政措置を準備をされてそうしたことに活用してくださいと、こういうことでございましたので。我々といたしましては、リスク分担表のような、それ以外の状況の中での物価高騰分だというふうに私は理解しておりますし、全員そういうふうな理解の中でやっておりますので。今回の分につきましては、コロナとかそうした形での影響があったということで、それに対しての補填をさせていただく地方創生臨時交付金を活用して、させていただくということでございますので、これは、問題はないかと思います。国のほうもそうした財源でということで交付をいただいている部分でございますのでそれにつきましては問題ないというふうに考えております。

すみません、答弁が遅くなりました。

○議長（安永 友行君） 7 番、河村隆行議員。

○議員（7 番 河村 隆行君） 町民は今年の3月のときに、補助金等の5%の削減をしております。指定管理料がこのように決められた以上、以上と思うんですが、こういう優遇されているということがどうなのかというところが少し気になりますが、時間の関係で以上で質問のほうを終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、9 番目の通告者、7 番、河村隆行議員の質問は終わります。

少し早いんですが、次の方の時間を制限するようになりますので、ここで休憩とします。

午前11時41分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議、一般質問を再開します。

10 番目の通告者、6 番、松蔭議員の発言を許します。6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂君） それでは1点ほど、通告してあります空き家、休耕田の対策、いろいろとあると思うんですが、それを問います。旧蔵木中学校の屋体の利用はどうなっているのか。これをもし解体するということになれば、どのぐらい経費を見ておられるか、これを教育長に聞きます。

それから、空き家が増えるわけですが、空き家が増えるということは解体の問題が出てくる。解体するよりも、何か利用する方法もあるかと思うんですが、それについてもいいんですが。とにかく空き家、休耕田がどんどん増える。今はもう田んぼにしても使わないからもうあげますと。転売でなしに、売るというんじゃないしに、あなたにあげますからという人がどんどん増えている。この空き家にしても休耕田にしても、町として何か利用等、あるいは解決策を考えておられるか。考えておられれば、お答えいただきたい。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 議員の御質問は、旧蔵木中学校の屋体の利用はどうなっているかということと、解体をすればどのくらい費用がかかるかという2点の御質問だったと思います。

まず1点目ですけれども、令和5年4月1日から法令上の制限により当該施設の利用はできなくなっており、使用をしておりません。昨日、9 番議員の御質問にお答えしましたとおり、現在、施設の利用方法について地域住民代表の皆さんと協議中でございます。

2 点目についてです。旧蔵木中学校校舎及び屋内運動場については、公民館移設とともに有効活用に向けて協議中でございます。そうしたことで、解体といった想定はしておりません。もし解体費用を見積るとなりますと、業者による解体に向けた数量計算、解体に関する設計業務を行

う必要があります。この直接の解体作業費用に法令等で定められました廃棄物運搬・処分費用、またアスベストの調査、処分費用なども加算されるため、多額の費用がかかると思われます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、私のほうからは空き家と休耕田の対策についてお答えをしたいと思います。

まず、空き家についてであります。空き家の件数につきましては、令和元年8月に町内全域を全棟調査した実態調査の結果、空き家の戸数は362戸でありまして、そのうち管理不全で危険度の高い空き家は33戸でありました。現時点で空き家の戸数は正確には把握していませんが、人口減に伴い、増加していると推測されます。

空き家の適切な管理は、所有者、管理者の責務です。しかしながら、意識不足、あるいは管理者不在、距離的、経済的な事情等、様々な事情から適切に管理されていない空き家が存在し、住民の生活環境に影響を及ぼしています。

町の対策といたしましては、吉賀町空家等対策計画に基づきまして、1つ目として、空家化の予防。2つ目として、空家の適正管理・利活用促進。そして、3つ目として、管理不全の解消。この3段階に分けて、それぞれの段階におけるより具体的な取り組みについて、役場内の関係課で協議を進めてまいります。

このうち、本年度中に管理不全の解消として、1戸ではありますが老朽危険空家除却支援事業を活用し、老朽危険空家が解体される予定であります。今後もこの制度について情報提供を行い、管理不全解消の支援につなげたいと考えております。

次に、休耕田の対策についてでございますが、休耕田は作物の栽培を一時的に休止している状態のことですので、ここでは休耕田を耕作放棄地というふうに言いかえて答弁したいと思います。

耕作放棄地につきましては、農業委員会で毎年町内の農地の利用状況を見てまわり、農地の利用状況や耕作放棄地の調査を実施しております。調査の結果、令和2年度においては、再生可能な農地と再生不可能な農地を合わせると町内農地面積のうち10.4%が耕作放棄地となっており、令和4年度には15.4%に増加しております。調査の結果、耕作されていない農地のうち再生可能な農地につきましては、所有者の意向を聞く調査をいたします。所有者から耕作できないという相談があれば、誰かに貸し付けてよいか同意をいただき、例えば新規就農者等へ斡旋を行います。また、地域担当の農業委員に連絡をし、受け手を探してもらっていますが、条件不利地においてはなかなか借り手が見つからない等、苦慮しているところでもあります。それでも受け手が見つからない場合は、町のホームページに公開し、受け手を探すことも考えております。

そのほかに、地域で農地を守る取り組みといたしましては、令和5年4月1日に改正されました農業経営基盤強化促進法により市町村は地域の目指す将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和7年3月までに策定して公表することとなっており、今後アンケートを実施し、将来の農業経営についての考え方を個々に聞き、地域計画に反映しようと考えております。

また、七日市地区においては、既に営農検討委員会を立ち上げ、地域の農地をどうすればよいか話し合いを始めております。ほかの地域においても公民館単位で営農検討委員会の立ち上げを考えており、現在農業委員と一緒に becoming 取り組みを始めようとしているところでもございます。その他、中山間地域直接支払制度や多面的機能直接支払制度等の事業の活用も啓発しながら、今後の農地の維持について検討していきたいと考えております。

農業生産者の高齢化や人口減少が進む中で、農地をどのようにして守っていくかは喫緊の課題となっております。そこに住んでいる地域の人たちと一緒に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 教育長にお聞きしますが、令和5年4月までは何かで利用されていたわけですか。今の、特に屋体、屋内体育場。これは廃校なってからもう五、六年経つと思うんですが。令和5年という、昨年まで使われたわけですか。何に使われたんですか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 旧蔵木中学校の体育館につきまして、お答えします。

昨年の9月から今年の3月までは、現在改修された学校になっている、蔵木小学校の仮校舎、仮の体育館として使用しておりました。今年の3月末までそれで使用しておりました。蔵木小学校の校舎と体育館としてこの3月末まで使用していたということです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） それで、先ほど法令上の理由によって使えないと。法令上の理由というのは何ですか。どういう理由があるんですか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） この3月末までは、小学校として使用していたというところでございますが、もう小学校としては使用しなくなったということです。ですので、小学校以外のものに活用するとすると、建築基準というものがございまして、例えば今、公民館の移設、それを含めた施設の移転で地域住民の方から御意見いただいて、それに向けて協議中ではございますけれども、新しく別の用途の施設として使用することになると、それに応じた施設改修が必要だということです。それはもう法令といいますか、建築基準で決まっておりますので、致し方ないところ

だと思っております。

○議長（安永 友行君） 6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂君） 建築基準法で制限されると。要するに、ほかの用途に使えるように中を変えればいいということですね。それで、どのくらい金がかかるか。物によってでしょうが。私、先ほどその解体費用云々というのは、これ使わなかったらだんだん朽ちていく。人間と同じように使わなかったらだめになる。特に、家というのは生き物です。風通しをよくするとか、そういう管理をしないとカビが生えたり早く傷みすぎる。それで、その用途、いろいろあると思うんです。何かほかのものに使う。その改修のお金と解体のお金、どちらが安い。解体費用と、そういう設備をするためのお金が同じであったら、設備して利用すべきだと。それができなかったら解体しない。解体も、それも今言いましたように年が経つとだんだん難しくなる、経費もかかる。ですから、解体費用よりは、同じぐらいなら中を変えて、建築基準法に適合するように、それでほかのものに利用する。全国いろいろ廃校の跡を利用する例があると思うんです。もちろん地元優先ということですが、地元の方にそれがなかったらほかの地域の人でも。町の財産ですからね、有効利用できるはずなんで。そういうことを考えられるところはあるですか。ほかの何か利用をどこからか、誰かが利用したらどうかというような話はありませんか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今の体育館も校舎も含めてということで。校舎と体育館を含めまして、昨日の一般質問でもお答えしましたとおり、まずは公民館としての活用というのを望むと。地域住民の方に蔵木の自治会長会でアンケートをされました。その結果で、まずは公民館利用というところが第一希望といたしますか、上がっております。今現在、まずは公民館利用の方針で検討中のところです。それに付帯して、いろいろな施設、例えば加工場であるとか、あるいは宿泊であるとか。そういうようなところについては、今現在、旧蔵中の利活用の検討委員会で協議中というところでございます。

○議長（安永 友行君） 6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂君） 町長に聞きます。休耕田、耕作放棄地。これは、本来米を作っている。これがだんだんと、もちろん米だけじゃあやっていけないという、経営上。今のうちに安かったら、30キロで、前は1万なんぼだったのが、今は5,000円か6,000円です。それでは実際に米だけでやっていくというのはなかなか難しい。農機具も農薬も費用が上がる。

それで、これをもう農地としては利用できない、しないですね。せっかく広い土地があるんで、これを利用する。要するに、田んぼを作らずにその広さを利用してやる方法があると思うんです。それが、例えば、貸農園とか。地元の、この吉賀町におられる方もちょっと何か作ってみたいというのものもある。貸農園、あるいは観光農園。

それから、ずっと以前に言いましたが、ドローンの競技場とか。ドローンというのも、最近、私4年くらい前に町長に聞いたことがあるんですが、今あらゆるところで使われている。悪いのは戦争で使われている。戦争は論外ですが。とにかく、それを練習はもちろんですが、競技に使うと。ドローン競技というのもあるんですね。それだけじゃない。そういうものを使うとか。

それから、昨日あったんですが、発電所。発電はいろいろありますね。バイオマスとか風力とか水力とか。それで、そのうちどれかということですが、どれでも検討する必要がある。水力発電はだめだという、どうも採算が取れないというのも町長が言われているんですが。これも考えようによってはできるんですよ、やり方によっては。これは再生可能エネルギーと言うんですが、再生可能というのは自然のエネルギーですね、ほとんどが。風が吹いて風車を回して、それで発電機を回して、電気が起こると。これは誰でも知っていることですが。ただ、その再生エネルギーで100%その風のエネルギーが電気になるわけじゃないです。もちろん水力もそう。水のエネルギーが全部電気に変換するわけじゃない。エネルギーというのは不滅の法則というのがあるって、エネルギーは無から作るわけにはいかない。できたエネルギーが消滅することもないと言われております。これは法則があって、エネルギーの法則、ちょっと難しいですが。 $E=mc^2$ 、Eはエネルギー、イコール、mは質量、cは光速の2乗、例えば1グラムのものがそれが全部エネルギーになると、1グラムかける30万の2乗という莫大なエネルギー。これを利用したのが原子爆弾ですね、悪い利用だけど。これが例のアルバートアインシュタインが考えた理論だと。それ理論というのは、実行しないと。実行したのが原子爆弾ということは皆さん御存じと思うんですが。

それで、エネルギーを無から作るというのは、今のような方法ですが、これ無ではなしにものがあるって、それを核分裂とか核融合をしたらそれだけのエネルギーになる。それはさておいて、水力発電にしても、今田んぼに、普通に井手があつて堰があつてそこからずっと何町歩か水を当てるのが普通です。それで、その井手、あたり口から末端の田んぼまで大体この高低差が2メートルから3メートルあるはずですよ。そうしないと水は流れないから。そうすると、昨日もあったように、2メートルぐらいでも発電できる。何百キロという発電ではなしに、何キロか、二、三キロか。普通3キロワットあれば一般家庭が1戸分の使える電力と言われておりますが。今、LEDができて、電力はほんの少しだけでできるから、照明ぐらいだったらそういう小さい発電でもできるわけですね。そういうことで、利用方法としては今のような作物を水田から園芸作物に変えるというのを今、やっておられると思うんですが、それ以外に土地を利用した。農産物じゃなしに、その土地を利用。これ置いとったら本当に荒れてしまうんですね。もう草ぼうぼう、1年でも、2年も3年もしたらなかなか、それを元に戻すの大変なぐらいの草もよくできる。

それで、町長にお聞きしたいのは、そういう農地以外に使われることを考えておられるかどうか

か、それ1つ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 耕作放棄地が、先ほど答弁させていただきましたように、ここ数年の間でも10%台から15%台にということで、2年間のうちに一気に増えてきたということでございますから。面積的にもかなり増えてきたということでございます。非常に速度、進度が速いということだろうと思います。他用途へということでございますが、まずはせっかくある農地でございますから。これは耕作放棄地と言いながら再生は十分可能なところもあるわけでございますので、先ほど答弁させていただいたように、まずは農地として活用できるように、再生できるように、関係者のほうで協議をさせていただいて、今その道を模索をしているということでございます。

営農検討委員会というのを立ち上げてというお話もさせていただきました。既に先行している七日市地区ではそうした協議もさせていただいておりますし、あとはまた公民館単位でそうしたこともやりながら、貴重な農地を守っていくということを皆さんと知恵を出し合いながらやっていくのがまず必要だろうと思います。

それをする、最中でほかの用途へいろいろな御紹介もございました。ドローンの競技用のコースであったりとかいろいろ意見もございましたが、これはまたそうしたことも検討する時期は来るかと思いますが、まずは担当課の産業課のほうでも考えておりますのは、答弁させていただいたように、農地としてしっかり再生をする、活用していくというスタンスで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 農地として何か使うのはなかなかできないから。今そのまま置いていたら荒れる。今、いろいろ農業者の方が、農地を持っておられる方が、太陽光なんかをいろいろ考えておられる。ところが、なぜかと言ったら、年をとってなかなか農業できない。それを置いていたら荒れてしまう。荒れないようにほかの利用というのに太陽光ということを考えておられる地区があるんです。ところが、なかなかその許可、転用、要するに農業委員会か農業の関係でしょうけど、私はもう田んぼを辞めてこれを太陽光の発電所にしたいがというふうなことを産業課なり農業委員会に言うと、それはなかなかできない。何でできないか分からないんです。転用の問題とかそういうことだと思うんですけど。さらにこの地区は、都市計画法に入っている。都市計画法と太陽光発電所はどういう関係か分からないけど、それもあるからなかなかできないからというふうに言われている地区があるんですね。要するに、そういう問題が、例えば転用にしても売買にしても、それが簡単ではないでしょうが、みやすくできる方法があるかと思うんです。それを、ひとつ検討してもらいたい。あるかないか、そういうことを考えられるかどうか、

町長、お答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 転用に当たっての手続き的なお話かと思いますけど。具体なところは私のほうでなかなか御答弁できないところがあるわけがございますけど。耕作放棄地、休耕田、それを他用途に転用する、変えていくという、これがまた非常にすばらしい計画で、それで実が必ず上がっていくということ。その前段では地元の方とのコンセンサスがしっかり取れて、手続き的にもしっかりできて、それができるということであればこれは拒むものではないかと思います。ただ、そうした手続き的なところでたくさんのハードルがあったり、それからそれに向けて事業者の方がしようと思えばなかなか住民の皆さん、あるいは土地所有者の方と、あるいは隣接の農地を持っておられる方とのコンセンサスが取れないということの中でなかなかこの難しさが出てきているんだろうと思いますから。全ての条件が満たされて、関係者がウィンウィンであれば。私はそれで非常にいいかと思います。

なんですが、ただ、我々といましては、先ほど言いましたように耕作放棄地、休耕田、こうしたものは本来は農地でしっかり保全をしていくのが吉賀町の基幹産業である農業を守る道でもあろうかと思しますので、そうした方向で対応をさせていただきたいということでございます。その中で、先ほどお話がございましたような対応というのを、あるいは転用、あるいは事業展開ということがあれば、それはその段階でまた検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂君） なかなかそれができないから私、聞いたんですよ。町で太陽光をやれというのではないんです。個人の人が、置いていたらもう荒れるから、荒れたら申し訳ないから、ほかのものに利用しようか。それがなかなか、まず農地法がある。それから、今の何で土地計画法が、それ外せばいいわけだけど。そんな問題があるから、個人の方がそういうふうに言われているところもあるんです。なかなか役場がやってくれない、なんじゃかんじゃ言うて。それで条件だんだん難しくなる。結局、1つの地区ですが、しょうがないから田んぼを荒らしてもいいじゃないか、荒れてもしょうがないじゃない。田んぼを荒らさないために我々はそういうふうに考えると、こういうふうに言われているんだけど。そこなんです、問題は。恐らく農地だから、何が何でも農地に利用せにやいけん。これができないから、そういうほかの方法をというのを町として考えられるかと言っているわけです。これが大きな問題です。それは恐らく、農業以外、農地以外を使ったらだめだというふうなことであれば、どういうふうに言ってもだめなんですね。要するに、荒れたら荒れたでしょうがない。一種の諦めだね。そうなったら町民の方もやる気なくなる、何でもかんでも。

それともう1つ、空き家。空き家もどんどん出てくる、今近くにもありますけど。これも、解体費用がかかるから皆さんが悩んでおられる。それを放棄するわけにはいかない。もうちゃんと持ち主が決まっているから。さらに、持ち主の方はよそに、東京、大阪、広島、そういうところに行かれて、おられないから管理もできない。それでだんだんと傷む。今のように空き家バンクとかなんとかいうのがあるんだけど、そこへいざ貸すということはなかなかしていない。

それで、これは恐らく簡単にはできないが、解体保険のようなものを作って、どうせ解体するのだから、保険でなくてもいいんですよ、そういう財源を積み立ててでも。要するに、一種の保険です。全部助成じゃなしに、一部でも半分でも、そういうふうな方法も考えておかないと。皆さんよく言うのは、吉賀町はもう10年もしたら誰もいない。そんなことはありえないけど、そういうふうにネガティブに考える方が多い。これをなんとか利用してやろうかということが少なくなった。特に年を取ったら皆、そうですね。中にはちゃんとやろうという人もおります。

だから、そういう具体的に解体するには今、条例か、何か法律でもあるのかな。今、解体するのはいくらかの助成が出るんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど答弁させていただいたとおりでございます。吉賀町で今手持ちのいわゆる支援事業といたしましては、老朽危険空家除却支援事業というのがございます。これは、答弁もさせていただきましたが、吉賀町も協議会を作って空き家対策をしていかなければならないということで、吉賀町空家等対策計画というのを令和3年の6月に策定をさせていただきました。

課題といたしますか、現状整理をさせていただいて、いろいろな見方を専門家を含めて見させていただいて、少しデータは古いんですけど令和元年の8月ということで362戸、空き家比率は15.1%だというふうにお答えをさせていただきました。これも全部、小学校区単位で調査もさせていただいて、空き家の多い校区は多い方から六日市、七日市、柿木、蔵木、朝倉、こういう順番でして、空き家率が最も高いのは蔵木の小学校区、これが26.2%ということで。それから、管理不全で危険度の高い空き家、いわゆるD判定なんですけど、これが33戸ということで、空き家全体の約9%ということで、先ほど答弁したとおりでございます。

そういう状況の中で、町としてどういった対策を講じていくかということで3段階で対策を講じていこうということで。まずは、そうした空き家にならないような予防策をとってもらおうということ。2つ目が、空き家の適正管理と利活用の促進を図るということ。最終的には、管理不全の解消ということで空家を除却解体をするときの支援をしていきたいと思います。これが申し上げました老朽危険空家除却支援事業という制度でございまして、やはり一定の制度でございまして、いろいろ規制があったり条件があるわけでございますが、補助率、それから補

助限度額でいいますと最高で120万円までの補助があると。

制度を作りましたが、なかなか先ほど議員が言われるような状況で、この事業を使われる方がおりませんでした。本年度第1号になろうかと思いますが、これを活用して解体される事例が出てきたということです。いろいろな需要の中でそうした対策といいますか、手をつけられないということもあろうかと思いますが、吉賀町でもこうした支援事業を準備しておりますので、しっかりPRもさせていただかなければいけないと思います。そういう中で、こうしたものもぜひ活用していただいて全体のその除却費用から言うと僅かにはなりますけど、ぜひ活用していただくようにPRもさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ぜひ、なかなか行政がやるということはちょっとぬるいというか、遅い。これとこれとこれと、それがなければなかなかできないと思うんですが。今の空き家を解体する助成についても、例えば条件が、道路がついているからというふうな、そういうのもあるように聞いておるんです。とにかく真剣に考えていただきたい。

先ほど、教育長に後からというようなことだったんですが。検討委員会とかアンケートとか。おおよそ期限、いつ頃までにできるか。相手がおるから、検討委員会ですか、それも皆、人のことだからなかなか難しいけど、やっぱり期限を決めて、それでいついつまでにこういうふうな利用をするんだと。それを決めてから、法令上の制約があれば解決策があるはず。法律だから、人間が作っているんだから。台風がこんようにとか言うのはならんにしても、法律は人間が作ったんですから、それをうまく利用するか変えるか。そうしたら期限は決められると思うんですよ。

教育長、特にお答えを。特にということはないけど、今の校舎のほうは、先ほどから言うと、公民館をあそこにすると言われてるけどそれも条件を整えばすぐできるような気がするんです。体育館はまた別のあれになるから。おおよそ1年、2年のうちにはこういうふうにご利用できます。利用できなかったら先ほど言ったように解体しかない。期限が決められませんか。いや、それは難しいと言われたら、それですが。期限は決められるはずですよ、もう大体何か使われることと決まっているんですから。ちょっとそこ、できるか、できんか、お願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、解体というようにところが何回も出てきましたので、ちょっと申しておきます。旧蔵木中学校の校舎は昭和60年度竣工になっております。現在38年が経過したところです。それから、屋内運動場につきましては、平成2年度の竣工で、今33年の経過です。学校については長寿命化計画ということで、それぞれの学校、年数が参りましたら改修というようなことをしております。それで、昨年度、蔵木小学校についてはその改修の間の仮校

舎として旧蔵木中学校を使ったというようなところですよ。

40年というようなことを一区切りにしますと、もう少しまだあるというようなところ。それから、改修を重ねていけばまだまだ使えるというようなところで、やはり多額のお金をかけて建設した建物ですので、まずは有効活用に向けて検討してまいるといような方向であります。

それから、その使い道についてですけれども。今、本当は検討委員会のほうで協議を重ねているところですが、昨日の一般質問でも答弁させていただいたんですけども、なかなかこちらが期限を決めてしまうとそれに向けてきちきちと決めていけないといけないというようなところもあり、期限を決めるのがいいか、決めないのがいいかというふうに申せば、もちろん我々ずっとそれを残していったりとか、そのまま住民の方々に御迷惑を受けるわけにはいけませんので、決めたほうがいいかと思いますが。今、現在、ここでいつまでというようなところはまだ答弁できないところです。ということで、御勘弁いただいたらと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 解体せえというわけではないんですよ。使わんのんならもう除けたほうがいいということで。

それと、それから期限をとというのは、もう公民館うんぬんというのはだいぶ前の話ですからね。つい去年、一昨年じゃなしに、だいぶ前から地元の人もそういうふうに言っておられた。あれは公民館、あそこに移せばいいんじゃないか、なかなかやってもらえないというようなことはもう何遍か聞いております。だから、いい加減に、もういつ。それは、全部が全部にいいようになりませんよ、物事というのは。この人は絶対駄目と言う、この人は違う。100人おったら100人みんな違う、顔が違うように考え方も違う。だから、それはやっぱり主導権を握ってやるのは教育長ですから。だからもう期限を決めるということを決めてください。

今日はそれだけ。また次の一般質問がありますから。それまでにひとつ、期限を決めることを決めてください。

それから、町長にも。何ぼ言ってもなかなか平行線なのでどうもかみ合わない。多分周波数が合わないんですけど。本当に深刻な問題なんです。休耕田の問題。それから、もちろん山の問題もあります。山も荒れ放題。今、道路を作ったりということがありますが、山も、昔は焚き木、燃料はほとんど木で、木炭やって、だけど、山が切れなかった。ずっと奥まで道が続いていたが、今は全然入らないから、人が。入ることができないから。それが悪循環で。今、道路うんぬんと言われているので。そのほうに期待するんですが。

やっぱり物事は、今時代というよりどうなっているかということ。先を、人口が減る、その調子で空き家が増える、耕作放棄地が増える。これもう目に見えてあるわけなんで、その辺はよ

ろしく、検討はされておるんですが、検討だけじゃ駄目なんで、実行するようにやってください。

時間は十分あるんですが、あまり言っても押し問答になるので、これで終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番目の通告者、6番、松陰議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、これで散会とします。

午後1時46分散会
